

議案第58号

加西市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

加西市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成21年6月2日提出

加西市長 中 川 暢 三

## 加西市国民健康保険条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険条例(昭和42年加西市条例第51号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 被保険者又は被保険者であった者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第9条の適用については、同条第1項中「35万円」とあるのは、「39万円」とする。

### 附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(審議資料)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 139 号）が平成 21 年 5 月 22 日公布されたことに伴い、加西市国民健康保険条例の一部を改正するもの。

**【改正要旨】**

出産に要する費用の実態を踏まえ、少子化対策の充実を図るため、平成 21 年 10 月より、2 年間（平成 22 年度末まで）の暫定措置として、出産育児一時金の支給額を一律に 4 万円引き上げるもの。